

許可条件

- 1 使用を許可する物件は、公園使用許可申請書に記載したとおりとする。
- 2 公園使用料は、公園管理者が別途発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに納入すること。なお、公園使用料は、市都市公園条例及び市公園条例に定めた額である。この条例の額が改定されたときは、改定後の額とする。
- 3 出店申請者は、この許可内容の変更をしようとするときは、あらかじめ必要な書類を添付した変更使用許可申請書を公園管理者に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 次の各号の1に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し又は変更することがある。また、既納の使用料については返還しない。
 - (1) 公益上やむを得ない必要がある場合
 - (2) 許可条件及び遵守事項に違反した場合
 - (3) その他、市において必要があると認めた場合
- 5 出店申請者は、その責に帰する事由により公園施設及び他の使用物件の全部若しくは一部をき損したとき並びに公園利用者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 6 前項に定める場合のほか、出店申請者はこの許可に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 7 使用許可期間中に当該使用物件を起因として、他の使用物件若しくは公園利用者等に与えた損害については、事由の如何に拘らず、市は一切の責任を負わないものとする。
- 8 出店にあたっては、酒田地区広域行政組合火災予防条例第45条第6項及び同条例施行規則第9条により、酒田地区広域行政組合に対して「露店等の開設届出書」を提出し、必要に応じて適切な指導を受けること。
- 9 申請人が、次のいずれかに該当することが判明したときは、直ちにこの許可を取り消すものとする。
 - (1) 市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）であるとき。
 - (2) 役員等（法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるとき。
 - (3) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等の供給や便宜を供与する等、暴力団の維持、運営に協力又は関与しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

遵守事項

- 1 出店の際は常に許可書を携帯し、必要に応じて提示できるようにすること。
- 2 出店を許可する時間帯は午前8時から午後5時までとし、事前の場所取りは禁止とする。
- 3 公園等でのガソリン式発電機への給油及びガソリン携行缶の持ち込みは禁止とし、ガソリン式発電機のそばには可燃物を置かないこと。また、設置する箇所は公園利用者等に支障とならない箇所を選定すること。
- 4 ガス、発電機等火気を使用する店舗は、酒田地区広域行政組合火災予防条例第18条、19条及び20条により、必ず消火器等初期消火設備を備えるものとし、火災等が発生した場合は、他の店舗等と協力して初期消火に当たり、速やかに119番通報するものとする。
- 5 公園等施設からの受電は認めない。
- 6 出店においては、粉物や油物で汚れないよう敷物を施すなど汚損対策をとるものとする。
- 7 店舗の安全管理、衛生管理、清掃、ゴミ処理は出店者の責任において行うこと。
- 8 出店期間中、店舗脇の公衆の見える位置にゴミ受け(袋、箱等)を備え、ゴミの受け入れを行うこと。なお、撤収前には周囲の状況を確認し、ゴミ等が確認できた際は回収して持ち帰るものとする。
- 9 公園等の排水施設やトイレに対して店舗のゴミや不要物の廃棄、粉物や油物の洗い物及びその排水は禁止する。また、水道水の使用も認めない。
- 10 店舗寸法、配置位置、火器設備、電気設備、消火設備等の設備状況が、申請内容や許可条件と異なり、また安全性等が不十分で、速やかに改善がなされないなど、不相当と認められた場合は許可を取消し、退去を指示するものとする。
- 11 出店にあたり指示に従わない、または不誠実な対応がみられた場合は、許可を取消した上で退去処分とする。また、現状回復のために必要な経費を請求する場合がある。

■問い合わせ先

酒田市 建設部

整備課 公園緑地係

住所 酒田市本町二丁目2番45号

電話 0234(26)5745

FAX 0234(26)7364

Eメール seibi@city.sakata.lg.jp